

鳩山監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年3月19日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 小 鷹 房 義

令和元年度定例監査の結果について（報告）

1. 監査の日時 令和 2 年 3 月 17 日（火）午前 9 時から午後 3 時 00 分
令和 2 年 3 月 19 日（木）午前 9 時から午後 2 時 45 分

2. 監査の場所 島山町役場 町長公室

3. 監査対象及び方法

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日までに執行された事務事業の状況、工事請負・委託契約の執行状況等について、あらかじめ各課等から提出された資料に基づき、限られた時間の中ではあったが監査を実施した。

監査に当たっては、各課等において年度当初に掲げた組織目標に対する事務事業の執行並びに達成の状況、第 5 次総合計画に掲げる各事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況等について、担当課長をはじめとする職員の出席を求め、説明を受けた。このほか委員会等の開催状況及び各種団体等に対する補助金等の交付状況、並びに契約額 200 万円以上の業務委託及び工事請負の契約、執行状況について資料の提出を求め説明を受けた。

4. 監査の結果及び意見

各課等から提出された資料、工事等における執行状況等についての説明を受け、監査した結果、概ね適切に執行されているものと認められた。また、第 5 次総合計画に掲げる各事業やまち・ひと・しごと創生総合戦略事業についても、各事業における計画づくりや進捗状況の説明を受けたが、各事業とも着実に進められているものと認められた。

しかし、厳しい財政状況にあることを踏まえ、これまで以上に効果的な事業展開、予算の執行を望む観点から、次の点について意見を述べることとする。

(1) 各課等においてそれぞれに組織目標を設定し、その目標を達成するために職員が共通認識を持って事業に取り組んでいる点は高く評価したい。しかし、年度当初に掲げた目標の中には一部未達成となった事業もあったことから、その原因を究明し、目標の実現に向けて努力していただくとともに、目標を達成した事業においても、その達成度や成果を分析し、今後の事業施策の展開に反映させることで町民福祉の向上に努めていただきたい。

(2) 第 5 次総合計画に掲げる協働戦略の各事業の推進に取り組まれた。「島山ニュータウン再生・創造」事業では、都市再構築戦略事業の事業を評価する

鳩山町都市再生整備計画事後評価業務や鳩山ニュータウン地区都市再生整備構築戦略事業の町道第2859号線外歩道整備工事に着手された。「北部地域再生・創造」事業では、上熊井農産物直売所、泉井集落センター及び、上熊井集落センター新築工事に着手し、町道第1号線整備事業や町道第56号線外整備事業などに取り組まれた。

- (3) (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備については、(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設建設に係る建屋建築工事着手に伴う起工式が行われた。当該施設の整備は、最重要案件であると同時に北部地域活性化の推進と密接に関わっていることから、今後も組合と連携し地元住民に対し、きめ細やかな対応を行うことで事業の着実な推進が図られるようお願いしたい。
- (4) 町道や上下水道など、町民の日常生活に欠くことの出来ないインフラ施設の中には耐用年数を迎えるようとしているものが多数ある。しかし、財政状況の厳しい状況下では、施設の維持更新に要する予算を集中して確保することは困難であると言わざるを得ない。長期的な視点に立って施設の状況把握と整理を適時に行い、維持更新計画などを策定し、実施することで町民生活に支障を来すことがないよう取り組んでいただきたい。
- (5) 各種団体等に対して交付している補助金等については、厳しい財政状況を踏まえ、各所管課において、社会情勢の変化や経費負担のあり方など、様々な観点から常に検証・精査を行っていただきたい。また、補助金等を交付するに当たっては、町補助金等の交付手続等に関する規則を準用するだけでなく、事業ごとに要綱等の整備を行い、交付基準が明確化されるよう取り組んでいただきたい。
- (6) 公有財産の活用については、活用方法について検討されているところであるが、引き続き有効活用のために検討をするとともに、増加する地方債償還金などの数値の変動に留意し、計画的な財政運営を心掛けていただきたい。